

令和7年度 京都市立鏡山小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の「学校いじめの防止等基本方針」の基本的な方向、取組内容を策定するものである。また、平成29年3月に改定された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、平成29年9月「京都市いじめの防止等取組指針」が改訂された。これらを受けて本校の「学校いじめ防止等基本方針」の意義を徹底し、より一層内容を充実させることを目指す。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

本校は本市の「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という姿勢でいじめを許さない学校づくりを進めている。また、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を念頭に児童生徒と向き合い、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応を図ることを目指す。さらに児童・生徒自身が主体的にいじめについて考え、いじめをなくす行動力を育成することも目指している。

2 いじめ対策委員会

(1) 委員会名

鏡山小学校いじめ対策委員会（以下「いじめ対策委員会」）

(2) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 生徒指導副主任 学年担当者 養護教諭
教育相談主任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(3) 開催時期 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(4) 役割及び取組

いじめ防止対策推進法23条第1項を踏まえ、いじめ対策委員会では、【未然防止】【早期発見・事案対処】【取組の検証等】【役割等の周知】を行う。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。
- ・個別面談や相談窓口の集約をする。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめ（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）の情報や児童生徒間の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・上記のような情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケートの調査や聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

【取組の検証】

- ・学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う。

（PDCAサイクルの実施を含む。）

【役割等の周知】

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童生徒や保護者・地域等へ周知する。

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・ホームページに学習の様子を掲載する。（隨時）
- ・学校だより・学級だよりにコラムを掲載する。
- ・授業参観（4月・6月・9月・1月・2月）
- ・学級懇談会（4月・2月）を実施する。
- ・個人懇談会を実施する。（7月・12月）

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 学習環境の整備

- ・気持ちよく学習に向かえるようにするために教室の整理・整頓をする。
- ・一人一人が大切にされているという実感につながる掲示物の工夫をする。
- ・相手への敬意や感謝の心を育むためのはじめと終わりのあいさつを徹底する。
- ・「かがみやまのきまり」をはじめとするきまりを提示する。

イ 授業改善の充実

- ・全ての授業において「関係づける力」を育む活動を位置づけ、特に他者とのつながりを実感できる授業の創造及びカリキュラム・マネジメントを実施する。
- ・児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を実施する。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組を推進する。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導を徹底する。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・共感的な関わりの中で安心して学べる授業づくりを行う。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論できる道徳科の授業をはじめとする教育活動を推進する。
- ・やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」を実践する。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的に実施する。
- ・男女平等教育や同和教育、総合育成支援教育、外国人教育、福祉、国際理解を盛り込んだ全学年一斉に取り組む「ひだまり学習」を設定する。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳学習を実施する。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室を実施する。
- ・道徳科と連携し、心の成長を育むカリキュラム・マネジメントを実施する。
- ・12月に児童会を主体とするひだまり集会（人権集会）を実施する。
- ・全校児童に対して相手の人格を尊重する意識をもつことをねらいとして、「～さん」の呼称を統一できるよう、共通理解を図る。
- ・1月に人権啓発・参観懇談会を実施する。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験的な活動の充実

- ・一人一人が責任や役割意識をもって取り組む委員会活動を行う。
- ・本部委員会を中心とした代表委員会を行う。
- ・児童会主催のひだまり集会（人権集会）を行う。
- ・自主性や社会性の育成するための、たてわり活動を行う。
- ・学校行事などを通しての異学年交流を意識した人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通して自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・高学年は宿泊学習の取組を通して仲間づくりをする。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・授業を始め、活動全般において集団の特性を生かした学びの深化、学級活動（4月の学級開き、日直、当番、係活動、話合い活動、いいところ見つけなど）を行う。
- ・鏡山タイムを活用したてわり活動（あそび、そうじ（月1回）クイズラリー（12月実施）、1年生と6年生の関わりなど）を行う。
- ・部活動を行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・児童理解支援部での具体的な事項及び全体的傾向の情報の共有をする。
- ・健康観察による児童生徒の細かい変化・変容の把握に努める。
- ・トイレ清掃と環境（トイレのスリッパなど）美化を行う。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめに関する記名式アンケート
- ・クラスマネジメントシート
- ・教育相談

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめ対策委員会を中心とした情報の集約と共有化、組織的ないじめ問題の防止及び解消に向けた取組を行う。
- ・いじめに関する記名式アンケートの結果について丁寧な聞き取りを実施する。
- ・いじめ対策委員会で共有し、いじめ防止等に活用する。
- ・いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方の話を個々に聞き取る。
- ・いじめの事実確認は、日時、場所、いじめの態様、期間だけでなく、経過や心情なども聞き取る。
- ・スクールカウンセラー等を中心としたクラスマネジメントシートの分析・検証及びよりよい学年・学級経営に活用する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

①丁寧な事実確認・聞き取りの徹底

いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒双方の話を個々に聞き取る。
速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係を記録する。

（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）

②いじめを受けた児童生徒の保護・支援等

被害児童の保護を最優先に考えた対応を行う。

スクールカウンセラーや子どもパトナカウンセリングセンターと連携する。

③いじめを行った児童生徒、保護者等への指導等

加害児童への責任ある指導。再発防止に向けた継続的な関わりを行う。

④周囲の児童への指導等

傍観、放置はいじめを助長することなど、集団全体を見据えた指導。

⑤教育委員会への報告、警察等との連携

※上記の5つを軸としていじめが起こった時の措置及び再発防止にも努める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応 『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

前 提 と な る 基 本 事 項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
 - ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない
対応

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくり、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心には、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動を強化する。
- ・情報モラル教室やケータイ教室を実施する。
- ・懇談会や学級だよりを通じて啓発する。
- ・関係機関等と連携する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・「解消している状況」とは「①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」、「②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされた場合のことである。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、日常的な注意深い観察を継続して行う。
- ・学校評価アンケートの実施と分析を行い、活用する。
- ・いじめに関する記名式アンケートの実施と分析を行い、活用する。
- ・クラスマネジメントシートの実施と分析を行い、活用する。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動を実施する。
- ・教育相談週間の設定と、児童に対するアンケートの実施による再発防止の強化をはかる。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」を徹底する。
- ・教職員研修で教師一人一人のいじめに対する危機意識が向上できるようにする。
- ・いじめ事案ごとのケース会議を開催する。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会を実施する。
- ・教材研究、模擬授業などによる授業力の向上をはかる。
- ・各学年によるカリキュラム・マネジメントを実施する。
- ・生活科・総合的な学習の時間を軸とした「関係づける力」を育むことをめざした授業を実施する。
- ・校内人権研修会を実施する。
- ・公開授業を実施する。(社会科公開授業・ひだまり学習部会公開授業実施の予定)

イ 実施時期（後述の年間計画に記載）

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報の発信、啓発、協同の取組

- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動を行う。
- ・HP等による「学校いじめの防止等基本方針」を発信する。
- ・学校だより・学級だより等による地域・保護者への啓発活動を行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態は法において、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・重大事態の調査は国が作成した「ガイドライン」に沿って進められる。
 - ①調査組織の設置（「京都市いじめ問題調査委員会」）
 - ②被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等
 - ③調査の実施
 - ④調査結果の説明・公表
 - ⑤個人情報の保護
 - ⑥調査結果を踏まえた対応

6 関係機関との連携

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、被害児童の精神的ケア及び加害児童への適切かつ継続的な指導・支援を行う。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スクールサポートナーとの連携を密にしておく。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者との連携等
4	いじめ対策委員会① 児童理解部会① 生徒指導校内研修会①②③ ①「鏡山のきまりをはじめとするきまりの確認」 ②「生徒指導方針」 クリエイトシートで計画の作成	【共通】 入学式・始業式 学級開き 安全指導	前年度のいじめアンケートの結果を学年で共有（新2年生から新6年生）	入学式 着任式 始業式 休日参観①

	③「いじめ防止等基本方針」 人権研修会①② ①「人権教育方針」 ① 総合育成支援教育研修会			
5	いじめ対策委員会② 児童理解部会② 気にかけたい児童の共通理解	【共通】 1年生を迎える会 憲法月間に関わる講話 ひだまり学習 安全指導 新体力テスト 避難訓練（火災） 救急救命講習 【4年】 ものづくりの殿堂		学校だよりで啓発
6	いじめ対策委員会③ 不登校対策委員会① 「不登校傾向児童の実態と対策」	【共通】 たてわり活動 「なかよくしようの会」 ひだまり学習 引き渡し訓練（地震） 安全指導 音楽学習発表会 【4年】 琵琶湖青少年の家宿泊 学習 自転車教室 【6年】 修学旅行	第1回いじめに関する記名式 アンケートの実施（全学年） 第1回クラスマネジメントシートの実施（3年～6年） 教育相談週間（個別面談）①	
7	いじめ対策委員会④ 児童理解部会③ 「クラスマネジメントシートの結果」の分析・共有 「記名式アンケートの結果」の共有	【共通】 ひだまり学習 安全指導 たてわり活動 【2・4年】 情報モラル教室 【5・6年】 ケータイ教室 【6年】 着衣泳（安全）		個人懇談会①
8	いじめ対策委員会⑤ 児童理解部会④ 学校いじめ防止プログラムの見直し① 生徒指導校内研修会④ 生徒指導力向上の研修⑤ 小中合同教職員研修会⑥ 人権教育夏季研修会③④	【共通】 地域のパトロール 【5年】 花背山の家 宿泊学習		
9	いじめ対策委員会⑥ 児童理解部会⑤ 人権教育研修会⑤	【共通】 ひだまり学習 たてわり活動		授業参観②

		避難訓練（暴風） 安全指導		
10	いじめ対策委員会⑦ 児童理解部会⑥	【共通】 ひだまり学習 たてわり活動 体育学習発表会 安全指導 【6年】 わくわく Work Land		
11	いじめ対策委員会⑧ 児童理解部会⑦ 「クラスマネジメントシートの結果」の分析・共有 「記名式アンケートの結果」の分析・共有	【共通】 ひだまり学習 安全指導 たてわり活動 「たてわりラリー」 避難訓練（不審者） 防犯教室 【5年】 就学時健診 【6年】 病気の予防	第2回いじめに関する記名式 アンケートの実施（全学年） 第2回クラスマネジメントシートの実施（4年～6年） 教育相談週間（個別面談）②	就学時健診
12	いじめ対策委員会⑨ 不登校対策委員会② 学校いじめ防止プログラムの見直し② 人権教育研修会⑥	【共通】 ひだまり学習 安全指導 人権集会 たてわり活動		個人懇談会②
1	いじめ対策委員会⑩ 児童理解部会⑧ 人権参観・懇談会	【共通】 ひだまり学習 安全指導 たてわり活動 避難訓練（地震）		授業参観③ 家庭教育学級 懇談会③ 半日入学
2	いじめ対策委員会⑪ 児童理解部会⑨ 年間反省⑦	【共通】 ひだまり学習 安全指導 たてわり活動 校内作品展 【6年】 陵ヶ岡小学校・花山中学校との小中連絡会		新1年生入学説明会 授業参観④ 学級懇談会④
3	いじめ対策委員会⑫ 児童理解部会⑩ 学校いじめ防止プログラムの見直し③	【共通】 ひだまり学習 安全指導 たてわり活動 6年生を送る会 シェイクアウト訓練 【6年】 卒業式	次年度向け、アンケート等の 結果の学年集約（全学年） いじめアンケート 原本の保管 (5年保存)	

- ※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。
 - 「年間の取組の見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
 - 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談週間」「個別面談」
 - 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（いじめ対策委員会）」「生徒指導委員会」「生徒指導校内研修」「不登校対策委員会」
 - 「授業参観」「学級懇談会」
 - 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- ※ 年間計画に示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が行う主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。
- ※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。事案の経過や解消の確認については、「いじめ対策委員会」で隨時行い、情報を共有する。